

久留米市空き家活用居住誘導事業

事業概要

居住誘導区域内への居住誘導を図るとともに、空き家の活用を促進し、良好な住環境を確保することを目的に、空き家の活用等を行うための工事費用の一部を助成するものです。



例) 玄関ドアの交換



例) ガラス窓の交換

(空き家を活用したリフォーム事例)



子育て・若年世帯

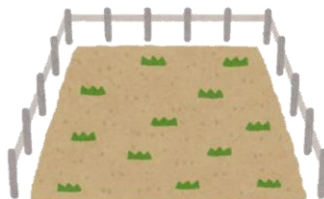
が空き家を取り壊して新築する場合も補助対象

- ※ 子育て・若年世帯への補助金額の加算・建替え補助は「居住誘導区域内」のみ対象
- ※ 子育て世帯：4月1日時点で同居者に18歳未満の者、
又は補助金の交付申請の時点で妊娠している者がいる世帯等
- ※ 若年世帯：夫婦のいずれかが40歳未満の世帯、もしくは世帯主が40歳未満の世帯

(空き家)



(取り壊し)



(新築)



空き家や跡地の活用を検討しましょう！

補助金の活用には、予算に限りがありますので、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】
都市建設部住宅政策課
電話番号：0942-30-9139

募集要領

□補助対象

以下の条件をすべて満たすもの

- 市内にある戸建て空き家（空き家バンクに掲載されていない場合、6か月以上居住していない空き家であること）
- リフォームにおいては、耐震性を有する、又は有する予定の空き家
- 建替えにおいては、昭和56年5月31日以前に建てられた空き家で、子育て・若年世帯が跡地に新築して居住するもの
- 市内業者に工事発注予定で、契約及び着工前のもの

□補助金額

工事費用の2分の1（上限：居住誘導区域内50万円／居住誘導区域外30万円）

子育て・若年世帯が居住する場合は、**上限100万円（※居住誘導区域内のみ対象）**

□申請者

以下のいずれかに該当する者

- ① 補助対象空き家に居住する人
- ② 補助対象空き家を所有する人
- ③ 補助対象空き家を賃貸する人

□申請期間・件数

期間：令和8年4月21日（火）～令和9年1月29日（金）

対象：令和9年2月26日までに工事が完了し、完了報告を提出できるもの

件数：予算の範囲内（※予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。）

□申請方法

電子申請による提出、又は申請書及び添付書類を都市建設部住宅政策課（市役所13階）に提出

※添付書類は、チェックリストに記載しています。

電子申請による手続き先→→→（交付申請）



（変更等申請）



（完了報告）



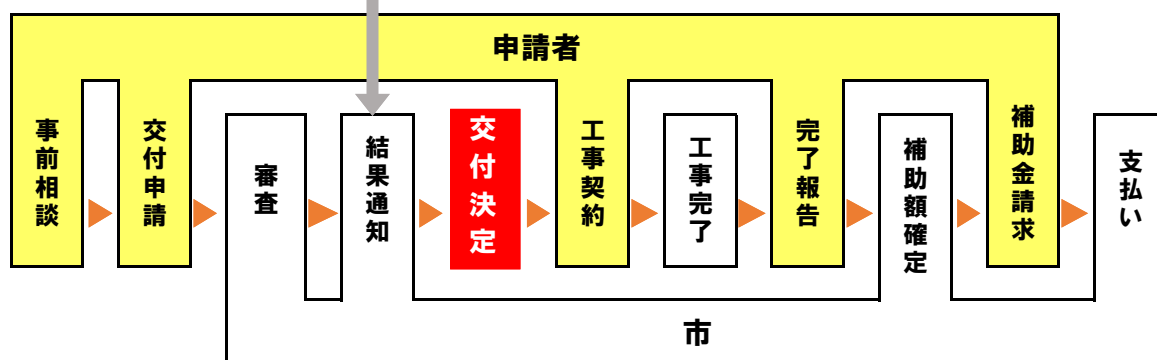
□補助申請の注意点と流れ

※注意点※ 以下に該当する場合は、補助金を受けることができません。

- 交付決定前に工事契約または工事着手したもの
- 審査の結果、交付申請却下の通知を受けたもの
- 期日内に報告書類等を提出しなかったもの

【流れ】

交付申請却下の場合は、補助金の交付はありません。



【お問い合わせ先】表面に記載しています